

平成24年度策定

## 地域管理経営計画等のあらまし (上川北部森林計画区)

第4次地域管理経営計画 平成25年4月1日～平成30年3月31日  
第4次国有林野施業実施計画 平成25年4月1日～平成30年3月31日



上紋峠から望む雪景色のカンバー斉林



国民の森林・国有林

北海道森林管理局

注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

# 1 上川北部森林計画区の概要

上川北部森林計画区の国有林の管理経営は、後志森林管理署が行っています。本森林計画区の国有林野は、士別市、名寄市、和寒町、下川町及び中川町の、2市3町に広がっており、面積は約164千ha（流域土地総面積の39%、流域森林面積の51%）となっています。

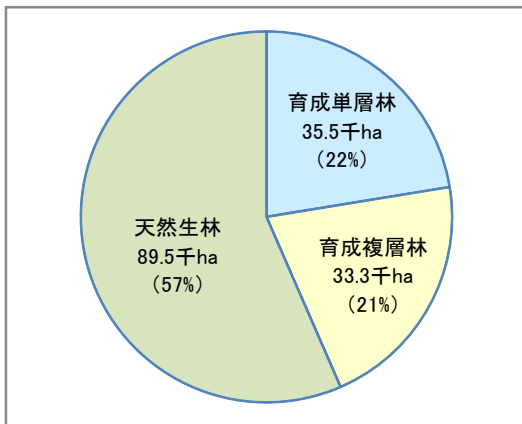
上川北部森林計画区の位置図



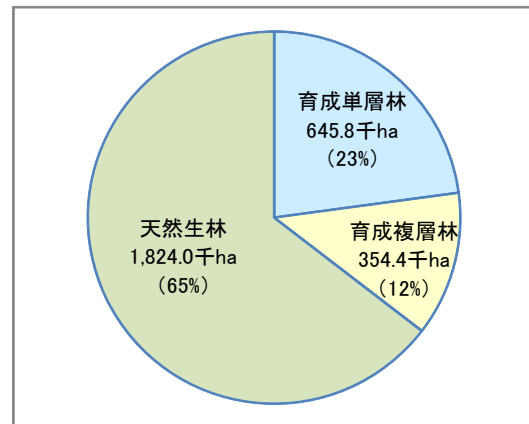
本森林計画区の国有林野の現況は、次のグラフのとおりです。

**林種別面積**

上川北部森林計画区

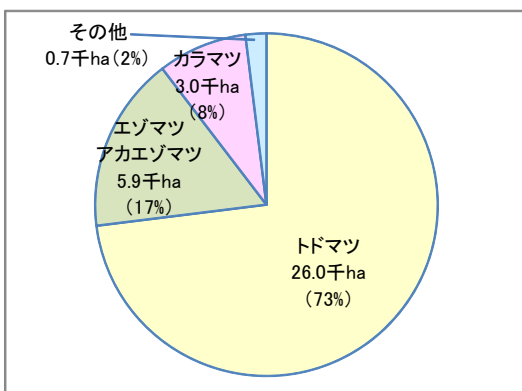


全道国有林

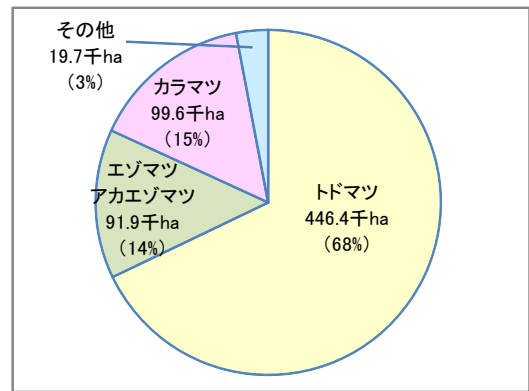


**人工林の樹種別面積**

上川北部森林計画区

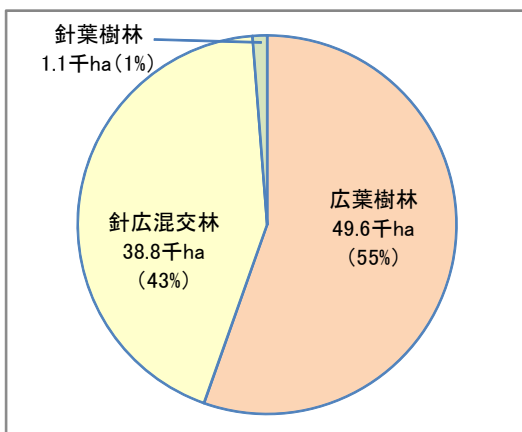


全道国有林

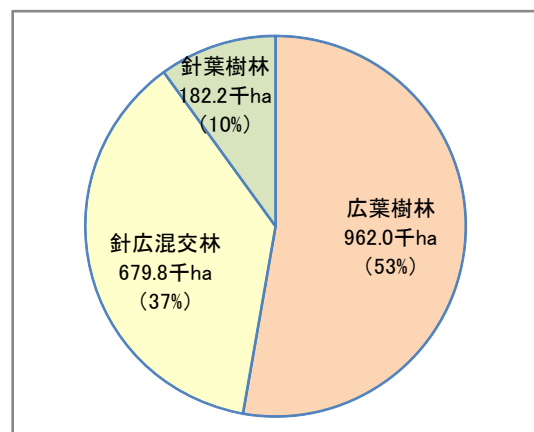


**天然生林の林相別面積**

上川北部森林計画区



全道国有林



## 2 管理経営の基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、山地災害の防止や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待を受け、本森林計画区における課題等を踏まえ、

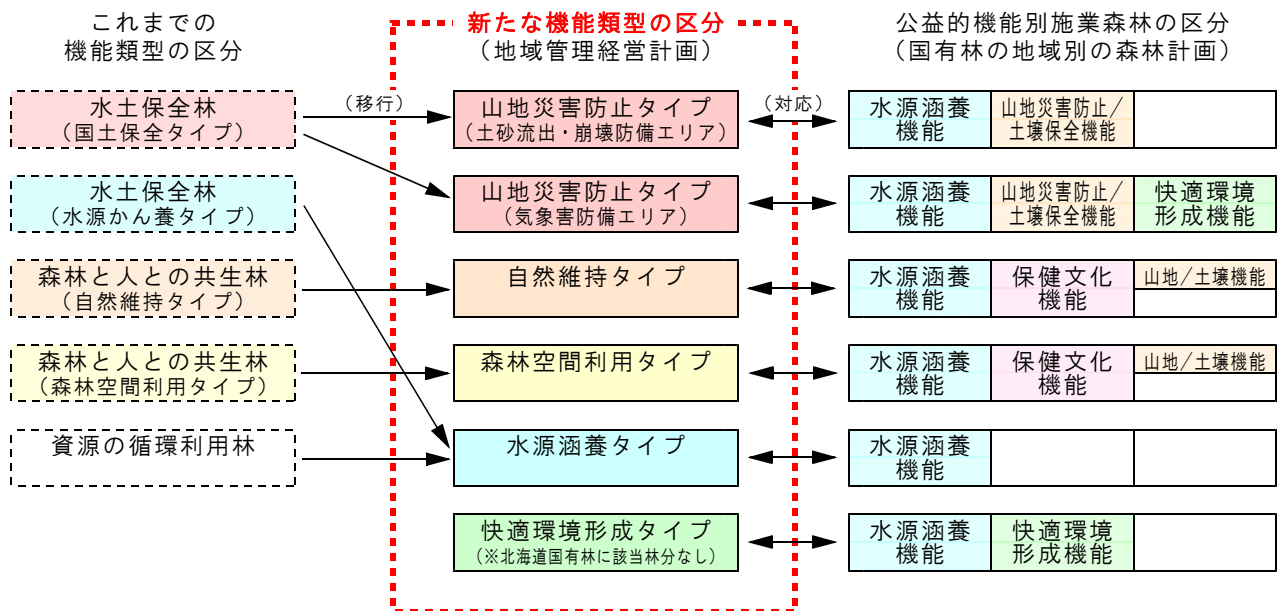
- ① 山地災害の防止その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、
- ② 林産物を持続的かつ計画的に供給し、
- ③ 国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与する

ことを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、

- I 土砂流出や気象害の防備等、災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重視する「山地災害防止タイプ」（「土砂流出・崩壊防備エリア」及び「気象害防備エリア」に細分）
- II 貴重な自然環境の保全や動植物の保護等に係る機能を重視する「自然維持タイプ」
- III 国民と自然とのふれあいの場としての利用に係る機能を重視する「森林空間利用タイプ」
- IV 騒音や粉塵等の低減・緩和などに係る機能を重視する「快適環境形成タイプ」
- V 良質な水の供給など水源の涵養に係る機能を重視する「水源涵養タイプ」

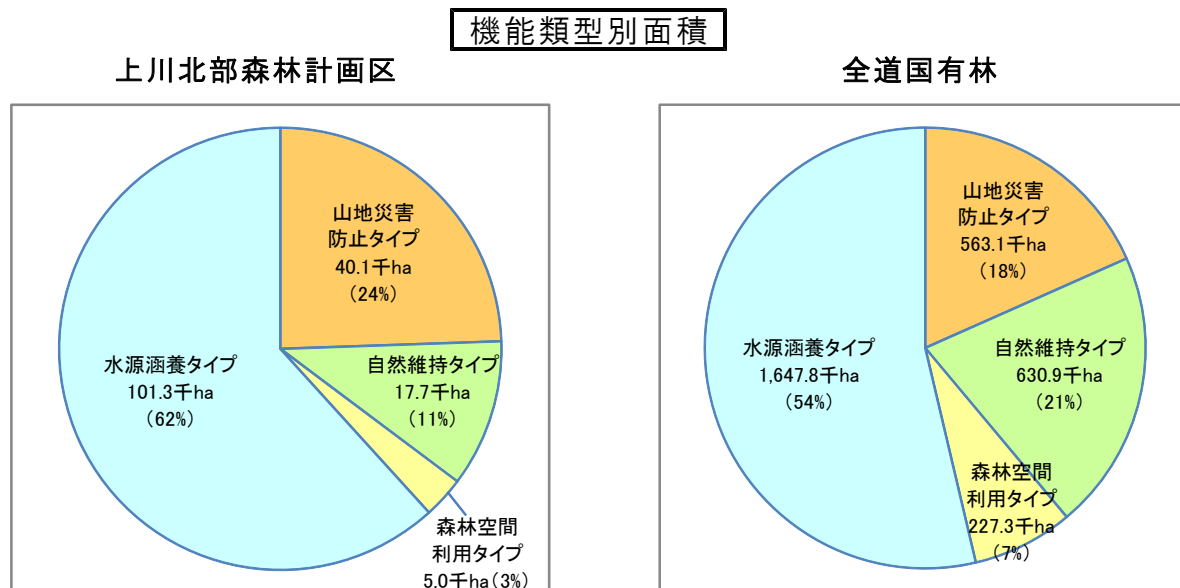
の五つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、持続可能な森林の管理経営に取り組んでいくこととしています。なお、各機能の発揮を図るために必要な施業により生じる木材については、有効利用を図ります。

この地域管理経営計画における機能類型と、国有林の地域別の森林計画において定める公益的機能別施業森林とは以下の対応関係にあります。



### 3 機能類型の現況と機能に応じた管理経営の推進

本森林計画区の国有林の機能類型別面積は次のグラフのとおりです。



#### (1) 山地災害防止タイプ

山地災害防止タイプは、その目的によって「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に細分しています。

「土砂流出・崩壊防備エリア」の森林は、土砂の流出・崩壊・落石等の山地災害を防ぎ、災害に強い国土基盤の形成を目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。

「気象害防備エリア」の森林は、飛砂、風害等の気象災害を防ぐことを目的として、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行います。



#### (2) 自然維持タイプ

「自然維持タイプ」の森林は、原始的な森林生態系や、希少な生物の生育・生息する森林など、自然環境や生物多様性の保全を図るため、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

#### (3) 森林空間利用タイプ

「森林空間利用タイプ」の森林は、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を重視し、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行います。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うための森林をレクリエーションの森として選定しています。

#### (4) 水源涵養タイプ

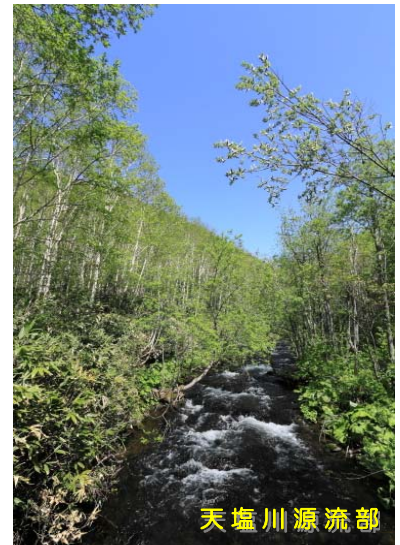
「水源涵養タイプ」の森林は、良質で豊かな水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮のため、渇水や洪水の緩和、水質の保全等を目的として、浸透・保水能力の高い土壌の維持や根系・下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な森林の整備を行います。

また、活力ある人工林を維持・造成するために行う間伐などを通じ、地域の経済活動に資する木材の生産との両立を図ります。

## 4 持続可能な森林経営の実施方向

森林からの恩恵を現世代のみならず次世代へ伝えるため、持続可能な森林経営を進めていくこととし、次のような施策を実施します。

- ① 貴重な野生生物が生育・生息する森林について、その生育・生息環境に配慮した森林施業を推進するなど多様で健全な森林の整備・保全を推進します。
- ② 森林生態系としての生産力を維持していくため、適切な伐採と確実な更新に努め健全な森林の整備を目標とします。
- ③ 森林病害虫・野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けた森林の早期復旧を図ります。
- ④ 降雨等に伴う土壌の浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、適切な森林施業を実施します。また、「北海道水資源の保全に関する条例」による「水資源保全地域」の上流域の森林については、水資源の保全及び水質の汚濁の防止等に配慮した管理経営に努めます。
- ⑤ 二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、木材の利用を促進します。
- ⑥ 森林レクリエーションの場を提供するとともに、文化・社会・精神的なニーズと価値を有する森林の保全を図ります。
- ⑦ 「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、森林計画制度の適切な運用に努めます。また、市町村における森林経営計画の運用を技術面から支援する人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレストラーを育成します。



## 5 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献

北海道、市町等との密接な連携を図りながら、森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、計画的な木材供給、民有林と国有林が連携した森林保全事業、生物多様性保全に資する取組、NPOやボランティア団体等への活動の場の提供等に努めるとともに、①低コスト化を実現する施業モデルの展開・普及、②林業事業者の育成、③民有林と連携した施業の推進、④森林・林業技術者等の育成、⑤林業の低コスト化等に向けた技術開発等の取組を行います。

また、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進します。

森林共同施業団地の設定状況

名 称	面積 (ha)	
	国有林	民有林
二の橋・溪和・班溪地区森林整備推進協定	3,747	998
珊瑚・一の橋地区森林整備推進協定	4,729	1,785
合 計	8,476	2,783



## 6 地域の特徴を踏まえた国有林の取組

開かれた「国民の森林」を実現するため、住民参加の森林づくりを進める一環として、地域の方々からの意見・要望を聴くための「地元意見交換会」を、平成24年1月19日(木)に下川町バスターミナル総合センターで関係市町村やNPO団体、関係業界などの方々38名のご参加の下、行いました。本計画においては、寄せられた国民の声を施策に反映させるよう努めるなど、地域の特徴に応じ、以下の取組について適切に進めます。



### (1) 地元自治体との連携

本森林計画区を構成する各自治体は、いずれも森林・林業への意識が高い地域となっています。なかでも下川町は、政府が新成長戦略に基づき進めている「環境未来都市」構想および総合特区制度の選定・指定を受けています。これは、地域資源である森林を活かし林業・林産業を自立させるため、林業や林産業におけるコスト削減と高付加価値化を図るもので、木材の安定供給・FSC(森林管理協議会)認証森林の拡大・人材育成・森林共同施業団地の設定など、国有林に対する期待は大きいものがあります。



また他の自治体においても、木質バイオマス資源の積極的活用(土別市)、国有林と共に行う森林イベントの実施(名寄市)、森林整備協定による水源林の整備(和寒町)、国有林・大学演習林との連携による林業・林産業の振興(中川町)など、それぞれ地域活性化の手段として位置付けており、国有林は、これらの要請を適切に受け止め、地域と連携し、地域に貢献する取組を進めます。



### (2) 豊かな自然環境の保全や自然とのふれあいへの配慮

#### ○ シマフクロウの生息環境への配慮

本森林計画区には、シマフクロウの生息が確認されている地域があり、道北における繁殖地の確立及び分布域の復元を目指し、関係機関により保護増殖のための取組が進められています。このことから、シマフクロウの行動圏の把握や、生息地周辺における森林施業等による、生息環境への影響についての配慮に努めます。



#### ○ 貴重な自然環境の維持・保全

優れた山岳景観を持つ天塩岳道立自然公園のほか、ピヤシリスキー場などがあり、参加・体験型の観光及び森林レクリエーションの場として多くの利用者を集めています。これらの森林の有する保健・文化機能の維持・増進のため、豊かな自然環境の保全や自然とのふれあいに配慮した森林の取扱いに努めます。



## 7 主要事業の考え方と事業量

本計画期間（平成25年度～29年度の5箇年）における主要事業の総量は以下のとおりです。



### ① 伐採総量

森林の有する公益的機能の持続的発揮や地球温暖化防止に資する森林吸収源対策を推進するため、積極的な間伐に努めるとともに、育成複層林へ導くための施業等を推進し、健全で多様な森林の整備・保全に努めます。

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	(間伐面積)	臨時伐採量	合計	
材積	23,245	174,951	(3,521)	20,000	218,196	
市町別内訳	士別市	2,347	69,261	(1,419)	/	71,608
	名寄市	-	4,717	(146)		4,717
	和寒町	7,979	17,720	(230)		25,699
	下川町	9,890	56,770	(1,272)		66,660
	中川町	3,029	26,483	(453)		29,512

注) 臨時伐採量の市町村別内訳はありません。

### ② 更新総量

機能類型ごとの森林整備の目標、当該地の自然的条件及び林業技術体系等を総合的に勘案して、適切な更新作業を実施します。

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	合計
面積	284	-	284

### ③ 保育総量

育成複層林等の多様な森林の確実な成林を期すとともに、森林吸収源対策を推進するため、現地の実態に応じて実施します。

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐	合計
面積	14,212	256	1,573	16,041

### ④ 林道事業量

効率的な森林施業の実施や森林の保全巡視等の適切な管理経営に資するよう、現地の状況にあった整備に努めます。

区分	開設	
	路線数	延長量(m)
	32	71,200

### ⑤ 治山事業量

保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。

区分	保全施設
箇所数	10箇所



## 8 国有林野の維持と保存

### (1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、森林火災防止のための啓発活動、境界の巡視と境界標の確認、廃棄物の不法投棄への対策、入林者へのマナー指導等の働きかけなどを通じ、適切な国有林野の保全管理を励行するとともに、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況等の把握に努めます。



### (2) 森林や希少野生生物の保護

① 国の天然記念物に指定されているクマガラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ及びその双方に指定されているシマフクロウの生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進します。



② このほかの希少野生生物についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めます。

③ 高山等の原植生の保全を図るため、移入植物種の除去の取組をこれまで進めてきており、今後も経過観察に努めます。

④ 急増するエゾシカ被害について、狩猟・捕獲機会の拡大等の対策を通じ、被害の軽減に努めます。

## 9 国民参加の森林づくり

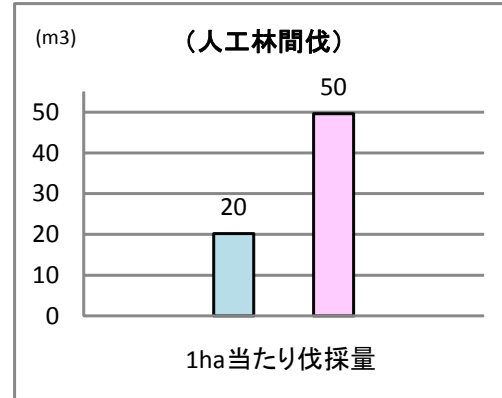
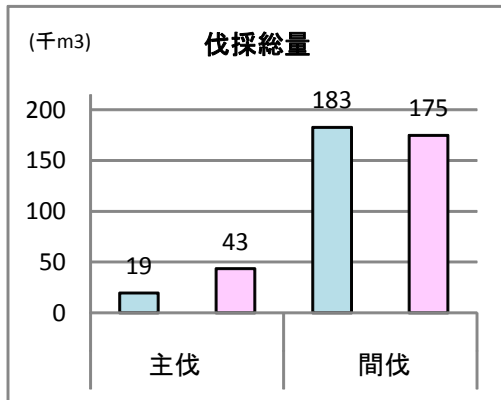
「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。

種 類	箇所数	面積 (ha)
遊々の森	1	1.05

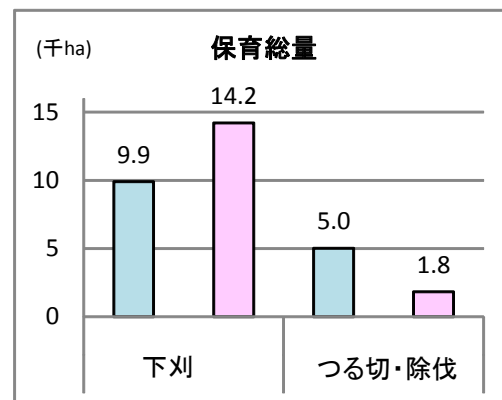
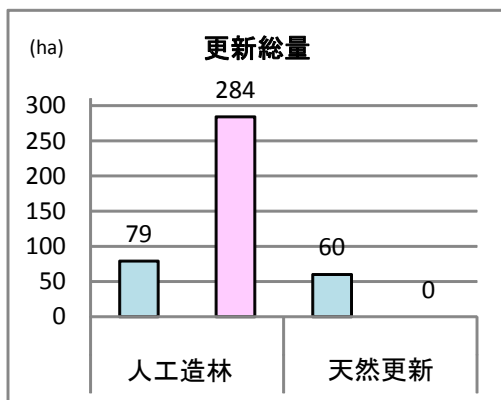


## 参考 主要計画量の対比

現行計画
  新計画(案)

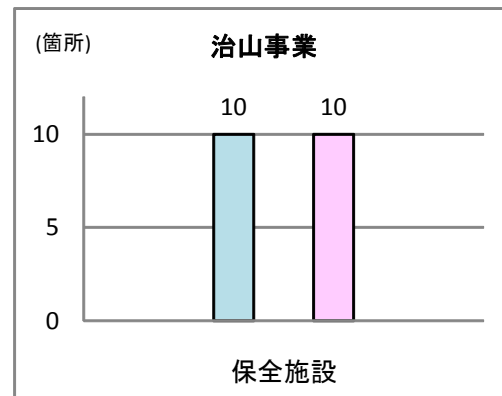
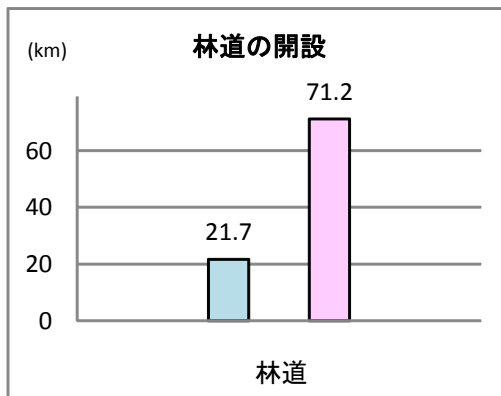


主伐については、資源の充実を図る目的で複層伐を計画したこと及び分収林が主伐期に達したこと等により増加しています。間伐については、林齢構成の状況から現行計画に比べやや減少しています。



人工造林については、複層林の増加及び分収林の主伐に伴い増加しています。天然更新については、天然林の主伐を計画していないため減少しています。

保育総量については、対象となる林分の齢級構成を踏まえ計画しています。



林道の開設については、5箇年間の事業箇所等を勘案して、必要な箇所を計画しています。

治山事業については、保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。